

令和3年横審第31号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年11月18日16時19分

銚子港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 7.3トン

登録長 13.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 478キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室右舷側に操縦席があり、その左側に舵輪に代わる操舵リモコン、前方に左舷側から方向探知機、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.25メートル船尾1.50メートルの喫水をもって、令和2年11月18日00時15分銚子港を発し、茨城県鹿島港北東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、漁場に向かう途中で餌釣りをを行い、05時30分漁場に到着して操業を行ったのち、銚子港で水揚げする予定で、14時30分犬吠埼灯台から015度（真方位、以下同じ。）20.0海里の地点を発進し、直ちに針路を千葉県犬吠埼に向く195度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,000にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、GPSプロッター及びレーダーを作動させ、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、15時30分頃銚子港で水揚げする船が多かったため、銚子港には寄港せず直接千葉県勝浦東部漁港に向かうこととし、陸岸から1海里くらいまで接近したところで南方に針路を変えるつもりで続航した。

a受審人は、16時07分犬吠埼灯台から013.5度3.72海里に達したとき、海上が平穏のうえ、周囲に他船を見掛けなかった安心感から、気が緩んで眠気を催したが、昼間なので居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく進行した。

こうして、a受審人は、同じ姿勢で操船を続けていつしか居眠りに陥り、16時10分犬吠埼灯台から013.5度3.23海里の転針予

定地点に至ったものの、転針できずに銚子港の東防波堤に向首する態勢となって続航し、16時19分僅か前船首至近の同防波堤に気付いて左舵一杯としたものの、及ばず、16時19分犬吠埼灯台から012度1.72海里の地点において、Aは、船首が168度を向いたとき、原速力のまま、銚子港の東防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底部外板に破口を生じ、後に廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、銚子港東方沖合において、勝浦東部漁港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、銚子港の東防波堤に向首する態勢となって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、銚子港東方沖合において、操舵室右舷側の操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たって勝浦東部漁港に向けて航行中、海上が平穩のうち、周囲に他船を見掛けなかった安心感から、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、昼間なので居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢を続けていつしか居眠りに陥り、銚子港の東防波堤に向首する態勢となって進行して同防波堤の消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月30日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾